

新潟県スケート連盟 細則

2025 年 6 月 15 日施行

第 1 章 会員、入会金及び会費

第 1 条 この連盟の会員及び会費の規定は、規約に定める他は本細則による。

(会員)

第 2 条 この連盟の会員は、規約に定める他は以下とする

- (1) 一般会員 この連盟に加盟した細則第 2 章に規定した加盟団体の会員である競技者並びに普及指導員とする。一般会員が所属する団体はいかなる場合も 1 団体に限られる

(入会)

第 3 条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、毎年 4 月 15 日までに、会長に申し込むものとする。

第 4 条 一般会員として入会しようとするものは、会長が別に定める登録申込書により、当該者が所属する加盟団体より、毎年 4 月 15 日までに、会長に申し込むものとする。加盟団体に所属しないものの入会を認める。但し、そのものの細則第 1 章に定める競技者登録における所属名は新潟県スケート連盟とする。

(更新)

第 5 条 正会員及び賛助会員として更新しようとするものは、会長が別に定める更新申込書により、毎年 4 月 15 日までに、会長に申し込むものとする。

第 6 条 一般会員として更新しようとするものは、会長が別に定める更新申込書により、当該者が所属する加盟団体の登録担当理事より、毎年 6 月 15 日までに、会長に申し込むものとする。

(会員の入会金、区分及び会費)

第 7 条 会員の入会金、区分及び年会費は以下とする。

- (1) 入会金は正会員、団体会員、賛助会員、一般会員いずれも徴収しない
(2) 会員の日本スケート連盟の区分及び年会費は以下とする（顧問・参加は徴収しない）

正会員 第 1 種会員 10,000 円

第 2 種会員 10,000 円

第 3 種会員 10,000 円

第 4 種会員 10,000 円

第 10 種会員 5,000 円（内：新潟県に 5,000 円）

※インストラクター協会会員等（日本スケート連盟会員以外）

一般会員 第 5 種会員 4,000 円（内：新潟県に 2,000 円）

第 6 種会員 4,000 円（内：新潟県に 2,000 円）

第 7 種会員 3,000 円（内：新潟県に 2,000 円）

第 8 種会員 3,000 円（内：新潟県に 2,000 円）

第 9 種会員 5,000 円

第5種から第8種会員の年度途中の入会及び更新時の年会費は、各々倍額とする。

第8条 第1種から第9種会員は各々、以下の区分で日本スケート連盟に競技者登録される。

登録競技者第1種 加盟団体の推薦する特別専門委員

登録競技者第2種 同上 スピードド専門会員

登録競技者第3種 同上 フィギュア専門委員

登録競技者第4種 同上 普及専門会員

登録競技者第5種 スピードスケート成年選手

登録競技者第6種 フィギュアスケート成年選手

登録競技者第7種 スピードスケート少年選手

登録競技者第8種 フィギュアスケート少年選手

登録競技者第9種 基礎スケート指導員・準指導員

(会員の資格の喪失)

第9条 一般会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して1年以上、会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 一般会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 一般会員がこの連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときは、理事会の議決により、これを除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第2章 加盟団体

第13条 この連盟の加盟団体の規定は、本細則による

(加盟)

第14条 この連盟に加盟を希望する団体(クラブ)は新潟県内に事務局を持ち、会長が別に定める加盟申請書(正式名称、略式名称、リザルト名称、リザルト名称フリガナ、英語名称、事務所所在地、代表者 mail アドレス及び電話番号、規約、誓約書、役員名簿を含む)により、会長に申し込むものとし、理事会の議決により会長が加盟を認める。

2 この連盟の加盟団体の合計数はスピードスケート及びフィギュアスケート各競技各々、以下を越えないものとする。

(1) 地域(行政区分)を代表する団体は1地域1団体

(2) 企業を代表する団体は1企業1団体

(3) 学校を代表する団体は1学校1団体

(4) その他の団体の内、スケート競技施設に拠点を置く団体は1施設1団体

3 この連盟への団体の加盟申請には、この連盟の理事2名の推薦を要する。

4 加盟する団体（学校代表を除く）からは、1名以上正会員の入会を要し、この連盟の運営に携わる理事を会長に推薦しなければならない。

第15条 この連盟の加盟団体とその会員は、規約、細則、諸規定及び総会、理事会の決定を守らなければならない。

（報告義務）

第16条 加盟団体（学校代表を除く）はこの連盟に毎年4月15日までに、次のことを報告しなければならない。

(1) 前年度活動報告

(2) 新年度事業計画

(3) 規約並びに主たる役員の名簿、但し、変更のあった場合のみとする

（資格の喪失）

第17条 この連盟に加盟した団体は、次の事由によりその資格を喪失する。

(1) 脱退

(2) 加盟団体の解散

(3) 除名

（脱退）

第18条 この連盟に加盟した団体が脱退しようとするときは、会長が別に定める脱退届けを会長に提出するものとし、理事会の承認により会長が脱退を認める。

（除名）

第19条 この連盟に加盟団体が、次の各号に該当するときは理事会の議決により、会長がこれを除名することが出来る。

(1) この連盟の加盟団体としての義務に違反したとき

(2) この連盟の名誉を傷つけ、又はこの連盟の目的に違反する行為のあったとき

付 則

1 2025年6月15日施行する。